

令和3年度鎌ヶ谷市国民健康保険特定健康診査受診券

みほん

自己負担額	
被保険者証番号	
受診券番号	
受診者氏名(カナ)	
生年月日	
年度到達年	(令和4年3月31日現在) 性別
交付年月日	
有効期限	(医療機関の休診日を除く)
電話番号	自宅 - - 携帯電話 - -

	健 診 内 容	対 象 者
1	特定健康診査(基本的な項目)	全員が実施
2	特定健康診査(詳細な項目)	医師の判断により実施

【受診資格】

受診日時点で鎌ヶ谷市国民健康保険加入中の40～74歳の方(令和3年7月末までに届出及び加入済の方)
 ※年度の途中で75歳になる方は、有効期限にご注意ください。
 ※受診日が資格喪失日以降の場合は費用が全額自己負担になります。

【持ち物】

- ①受診券(裏面の問診項目をご記入ください) ②鎌ヶ谷市国民健康保険被保険者証

【自己負担額】

右上の太枠内をご確認ください。
 基本負担額 1,000円
 (前年度市民税非課税に属する方は0円)

ワンコイン受診の方は500円!!

- 毎年受診してもらいたいから、下記の方の負担を軽減
- 前年度鎌ヶ谷市の特定健康診査を受けている方(人間ドック等の結果提供を含む)
 - 今年度40歳になる初めて特定健康診査対象の方

特定健康診査受診上の注意事項 ※ご不明点はお問い合わせください。

- 感染症まん延防止対策として、健診が延期または中止になる場合がありますので、医療機関に事前に確認をお願いいたします。
- この券の自己負担額に変更があった場合は、受診前に鎌ヶ谷市に申し出て訂正を受けてください。受診後の変更や返金はできません。
- 鎌ヶ谷市国民健康保険特定健康診査の代わりに人間ドック等助成を希望される方は、人間ドック等受検後、市への申請に本受診券が必要になりますので保管願います。
- 住所、氏名の変更があった場合は訂正線を入れ、余白に自署してください。
- 鎌ヶ谷市国民健康保険の資格を喪失した場合、鎌ヶ谷市国民健康保険被保険者証とこの受診券はご利用いただけません。ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。
- 妊娠婦、長期入院者、高齢者・障がい者施設入所者等一部の方は受診できない場合があります。保険年金課までご連絡ください。
- 健康診査結果のデータファイルは、決済代行機関において点検があるほか、国への実績結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご承知の上、受診願います。
- 特定保健指導等保健事業の実施のため、健康診査結果や医療情報等を活用させていただきますのでご了承ください。

保 険 者	所 在 地	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	公 印 省 略
	電 話 番 号	047-445-1418(直通) 047-445-1141(代表)	
	番 号	120246	
	名 称	鎌ヶ谷市	